## 島根県医師国民健康保険組合からのお知らせ

# 1. オンライン資格確認等システムの本格稼働による 限度額適用認定証等の運用方法の変更について

本年10月より、マイナンバー制度による「オンライン資格確認等システム」が本格稼働となりました。 ※予めマイナンバーカードの取得と保険証利用の申し込みが必要です

これにより、医療機関等窓口での高額な支払いとなる場合、これまで「限度額適用認定証(事前に申請が必要)」を提示することで支払いが一定の限度額(自己負担限度額)までに抑えられておりましたところ、マイナンバーカードによる資格確認により限度額が確認できるようになりましたので証の提示が不要となります。

当組合では、オンライン資格確認等システムの本格稼働に対応するために、マイナンバーで被保 <u>険者全員の税情報等を確認させていただき、全被保険者に対して限度額適用区分を設定します</u>ので、 ご理解とご協力をお願いします。 ※毎年7月中を定期として全被保険者対象に設定します

医療機関等は、オンライン資格確認等システムの利用により、本人の同意を得たうえで適用区分をシステム画面から確認できるようになります。

#### ○該当となる証類

- 1. 国民健康保険限度額適用認定証
- 2. 国民健康保険限度額適用·標準負担額減額認定証
- 3. 国民健康保険特定疾病療養受療証(慢性腎不全等の方)

#### ○注意点ほか

- ・ 医療機関等がオンライン資格確認等システムの対応ができていない場合は、これまでと同様に限 度額適用認定証を求められる場合がありますので、必要な方は従来通り当組合までご連絡いただ き証交付の申請手続きを行ってください。
- · 高額療養費の自己負担限度額は当組合のしおり並びにHPに掲載しております。

### 2. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

#### ~まずは医師国保組合事務局にご照会ください~

本組合では、この度の「新型コロナウイルス感染症」に係る感染等の影響を受けて、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等での症状で感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することが出来なかった期間について傷病手当金を支給致します。(組合規約第16条の2)

## 適用となる期間は、令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間です。

本傷病手当金の支給を受けるためには申請が必要となります。申請方法並びに申請様式の請求や 記入方法など、ご不明な点は医師国保組合事務局までお知らせください。申請様式は組合HPにも 掲載しております。

### 3. 後期高齢者の組合員の皆様へ ~インフルエンザ予防接種補助事業について~

本組合の「保健事業実施要綱」に基づき、<u>後期高齢者の組合員の皆様にインフルエンザ予防接種事業を実施</u>いたします。対象となる皆様には個別にご通知申し上げておりますので、申請手続きをお願いいたします。

- 1. 実施対象者:後期高齢者の組合員
- 2. 接種期間: 令和3年10月1日から令和4年2月28日まで
- 3. 申請手続き:インフルエンザ予防接種補助申請書(保健事業様式第6号)に領収書(原本)を添えて医師国保組合に提出 ※接種後お早めに申請をお願いします。
- 4. 助成金額:申請された自己負担額の全額
- 4. **整骨院や接骨院での「肩こり」「腰痛」の施術は保険の対象になりません** (一部例外を除く)
  - ~柔道整復師による施術は、国民健康保険の適用(柔整施術療養費支給申請書上に記載できる)に制限があります~
  - ◆保険証が使える場合
    - ①ねんざ ②打撲 ③挫傷(肉ばなれ) ④骨折、脱臼(緊急時以外は医師の同意が必要です)
  - ◆保険証が使えない場合 (全額自己負担となります)
    - ①単なる (疲労性・慢性的な要因からくる) 肩こり・腰痛、筋肉疲労
    - ②病気(神経痛・リウマチ・ヘルニアなど)による痛みやしびれ ③慰安目的のあん摩
    - ④労災保険の対象となる仕事中・通勤途中のケガ ⑤マッサージ代わりの利用 等

## 「療養費支給申請書」の確認をしましょう!

負傷原因・部位・月日・施術内容・負担金などを回答できるように、領収書は必ず保管しておき、 施術の記録を残すなどしておきましょう。文書による照会の場合は、必ずご自身で記入して下さい。

施術にかかった療養費が適正なものかどうか確認するため、施術を受けた被保険者の皆様に文書で照会することがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。



~ 保険加入、保険給付、各種健診費用助成等どんなことでもお気軽にお問い合わせください ~ 島根県医師国民健康保険組合 Tel: 0852-26-3100 URL: https://shimane-ikokuho.or.jp